

大学等技術移転促進法に基づく実施計画の承認について

平成15年4月18日
文 部 科 学 省
経 済 産 業 省

1. 実施計画の承認

文部科学省及び経済産業省は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。平成10年8月1日施行。）第4条第1項に基づき、下記の法人から申請のあった特定大学技術移転事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）について、平成15年4月18日、法第4条第3項に基づき承認した。

株式会社信州 TLO（別紙概要）

2. 特定大学技術移転事業の概要

本法は、「特定大学技術移転事業」を実施する TLO（Technology Licensing Organization）の整備を目的とするものである。「特定大学技術移転事業」は、大学における技術に関する研究成果を、特許制度等を活用することによって民間事業者に移転し、社会における有効活用を促進するとともに、その結果得られる資金等を大学に還流することにより、大学における研究の進展に資するものである（法第2条第1項）。

本事業を実施しようとする者は、実施計画を作成し、これを文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができ、承認を受けた事業者（承認 TLO）は、助成金交付、産業基盤整備基金による債務保証、技術移転先企業に対する中小企業投資育成株式会社法の特例等の支援措置を受けることができる。

3. 今回の承認について

今回の承認は、平成10年8月1日に本法が施行されてから、平成15年4月17日までに31法人を承認したのに続いての承認であり、合計32法人となる。文部科学省及び経済産業省としては、特定大学技術移転事業の円滑な実施の促進及び普及のため、承認事業者（承認 TLO）に対し必要な助言その他の支援を行うよう努めるとともに、今後、実施計画を作成する事業者（TLO）に対しても助言等を行っていくものである。

4. お問い合わせ先

文部科学省 研究振興局 研究環境・産業連携課 技術移転推進室 TEL 03-5253-4075

担 当 : 小山、鈴木

経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進課 TEL 03-3501-0075

担 当 : 谷治、鈴木、釜田

株式会社信州TLO

1. 会社概要

- ・住所：長野県上田市常田3 - 15 - 1 上田市産学官連携支援施設（AREC）内
- ・代表者：代表取締役社長 山 淑夫
- ・設立年月日：平成15年2月28日
- ・資本金：1,000万円

2. 事業開始時期

平成15年4月

3. 技術シーズの提供を受ける主な供給元

信州大学及び長野工業高等専門学校

4. 実施料等の収益の配分割合の公表手段

報告書・広報誌による。